

(案)

収 入
印 紙

委 託 契 約 書

1 委託業務の名称 別府市学校給食センター（仮称）調理配送等委託業務

2 委託業務の場所 別府市原町3541番地1外

3 契 約 期 間 自 令和 4年 7月 日

至 令和10年 7月31日

（ただし委託業務の履行期間は令和5年8月1日～令和10年7月31日）

4 業 務 委 託 料 ¥

〔 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額
¥ 〕

5 契 約 保 証 金 免除（別府市契約事務規則第6条第3項第9号）

上記業務の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別府市契約事務規則及び本請負契約約款の規定によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(案)

(総則)

- 第1条 受注者は、本約款に基づき、別冊の仕様書(入札に対する質問回答書を含む。)、実施設計書、基本設計書及び図面(以下これらの仕様書、実施設計書、基本設計書及び図面を「設計図書」という。)に従い、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、日本国の法令を遵守し、頭書の契約期間(以下「契約期間」という。)内に頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を履行しなければならない。
- 2 次の各号に定める書類及び図面は、この契約を構成するものとする。また、次の各号に定める書類及び図面の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本約款、入札説明書、実施設計書、基本設計書の順にその解釈が優先するものとする。
- (1) 本約款
 - (2) 仕様書
 - (3) 実施設計書
 - (4) 基本設計書
- 3 発注者は、その意図する業務を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約に基づく発注者と受注者との協議が整わないことを理由としてこの契約の履行を拒んではならない。
- 5 本約款に定める請求、催告、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。

(業務実施計画表)

- 第2条 受注者は、本契約締結後遅滞なく、設計図書に基づく委託業務の処理計画表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第21条から28条に規定する権利をいう。)を当該目的物の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。
- 2 発注者は、委託の目的物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

(案)

- 3 発注者は、委託の目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、当該目的物が著作物に該当しない場合には、当該目的物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、委託の目的物（業務を行ううえで得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該目的物を使用または複製し、また、第32条の規定にかかわらず当該目的物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が委託の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主要な部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
 - 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督職員）

- 第7条 発注者は、監督職員を置き、以下の業務を取り扱うこととする。
- (1) 給食用物資の調達、調理及び輸送に関すること。
 - (2) 献立作製、調理指導、衛生指導及び栄養、嗜好等の調査研究に関すること。
 - (3) 施設設備及び器具の管理に関すること。

(案)

(4) 共同調理場の経理その他一般事務に関すること。

(5) その他学校給食に必要な事項

2 発注者は、監督職員の氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

(業務責任者の届出)

第8条 受注者は、現場における委託業務の管理をつかさどる受注者の業務責任者を定め、受注者の業務責任者及び委託業務に従事する受注者の使用人又は従業員（以下「業務従事者」という。）の氏名、年齢、住所等を記入した経歴書その他必要書類を発注者に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2 受注者の業務責任者は、この契約の履行に関し、委託業務の管理及び統括を行うほか、委託金額の変更、履行期間の変更、毎月の業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定、同条第3項の通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを受注者の業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に関する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が委託業務に着手した後に受注者や受注者の業務責任者又は第4条の規定により受注者から委託業務を委任され、若しくは請け負った者が委託業務の履行について不適當な点があると認められるときは、受注者に対して必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から起算して10日以内（発注者が特に期日を指定する場合は当該期日まで）に改善措置をとらなければならない。

3 受注者は、前項の改善措置を行った場合は、直ちにその措置を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められる場合には、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(委託業務の調査等)

第10条 発注者は、必要がある場合には、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(案)

(厨房備品類の貸与)

- 第 11 条 発注者は、受注者が委託業務を履行するに当たり使用する調理設備又は調理備品並びに調理器具（以下「厨房備品類」という。）を無償で貸し付けるものとし、受注者は、厨房備品類を本委託業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 受託事業遂行に伴い、別表 1 「業務分担区分表」に定められた業務において、厨房備品類に修理等の必要が生じた場合には、受注者は、修理等が必要な厨房備品類の種類・状況等について、速やかに発注者に報告しなければならない。なお、受注者の過失により修理等の必要が生じた場合には、別表 2 のとおり、その費用は受注者が負担するものとする。
 - 3 受注者は、厨房備品類の維持管理を常に善良な管理者としての注意義務をもって行うものとする。
 - 4 監督職員は、厨房備品類の引渡しに当たっては、受注者の立会いのうえ、発注者の費用負担において、当該厨房備品類を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、厨房備品類の引渡しを受けた後、当該厨房備品類に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 6 発注者は、受注者から第 3 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該厨房備品類に代えて他の厨房備品類を引き渡し、厨房備品類の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該厨房備品類の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 7 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、厨房備品類の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 8 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(厨房備品類の改変の禁止及び原状回復義務)

- 第 12 条 受注者は、発注者の許可なく厨房備品類を改造、破棄、追加、新設、交換してはならない。
- 2 受注者は、この契約が満了したとき、又は履行期間中においてこの契約を解除したときには、厨房備品類を受注者の負担において現状に回復のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者の許可を得た場合はこの限りでない。

(案)

(条件変更等)

第 13 条 受注者は、委託業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書と発注者の指示が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

4 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 14 条 発注者は、前条第 3 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務内容の変更、中止等)

第 15 条 発注者は、必要がある時は、受注者に通知して、委託業務の内容を変更することができる。ただし、履行期間又は業務委託料等契約内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議するものとする。

2 発注者は、台風の接近、食中毒の発生その他の事由により発注者の委託業務の履行を中止又は変更する必要があると認める場合は、発注者が必要と認める期間、委託業務の履行を中止又は変更させることができる。

3 前項の場合において、変更又は中止した期間の業務委託料については、発注者と受

(案)

注者とが協議をして定めるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務を中止したときは、その期間の業務委託料は支払わない。

(履行期間の変更方法)

第 16 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 17 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 本約款の規定により、受注者が追加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 18 条 受注者は、委託業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれがあるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ発注者の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、事故防止その他委託業務を行ううえで特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

4 第 1 項及び前項に規定する措置に要した経費のうち業務委託料に含めることが不相当と認められる経費については、発注者が負担する。

(案)

(第三者に及ぼした損害)

第 19 条 受注者は、委託業務の履行に伴い発注者その他第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担においてその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 前項の場合その他委託業務の履行について第三者との間に紛争が生じたときは、受注者がその費用負担において解決に当たる。
- 3 発注者と受注者いずれの責めに帰すべきか判明しないときの損失負担は発注者と受注者とが協議をしてこれを負担する。

(不可抗力による損害)

第 20 条 委託業務の履行に際し、不可抗力により損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（この契約の履行に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

(法令変更)

第 20 条 2 法令変更により、この契約若しくは設計図書に従ってこの契約の履行を完了するために追加費用が必要な場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、この契約及び設計図書の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。

- 2 法令変更が生じた日から 60 日以内に前項の協議が整わない場合、発注者は、受注者に対して、当該法令変更に対する対応を合理的な範囲で指図することができる。受注者は、当該指図に従い、この契約の履行を継続するものとする。この場合における損害、損失又は追加費用の負担は、当該法令変更がこの契約の履行に直接関係するものである場合（この契約の履行に直接関係する税制度の新設・変更を含む。）には、発注者がこれを負担するものとし、それ以外の法令変更に基づく場合は、受注者の負担

(案)

とする。

- 3 前項の定めにかかわらず、法令変更から60日以内に第1項の協議が整わない場合又は当該法令変更による発注者の損害、損失又は追加費用の負担が過大になると判断した場合には、発注者は、この契約の全部または一部を解除することができるものとする。
- 4 法令変更により、設計図書等の変更が可能となり、かつ当該法令変更によって業務委託料の減額が可能な場合、発注者及び受注者は、協議により設計図書等について必要な変更を行い、業務委託料を減額するものとする。

(検査)

- 第21条 受注者は、毎月の委託業務を完了したときは、その都度遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
 - 3 前項の場合において、検査する費用は受注者の負担とする。
 - 4 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示した期間内に改善を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

(業務委託料の請求と支払)

- 第22条 受注者は、前条2項又は第4項の検査に合格したときは、書面をもって業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 年額は末尾の年度別内訳のとおりとする。請求については、年額を月数で分割して行うこととする。ただし、分割した際に割り切れない端数が生じた場合には最終月で調整する。
 - 3 発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(不履行責任)

- 第23条 受注者は、委託業務の履行において、規約条項又は仕様書等に定められたとおりに履行できなかつたときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項の場合においてその理由が受注者の責めに帰すると認めたときは、受注者に対して違約金を請求することができる。
 - 3 前項の違約金の額は、金額の算出が可能なものについては発注者の査定額によるものとし、そうでないものについては発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

(案)

(受注者の履行遅滞の場合における損害金等)

第 24 条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内にこの契約の履行が完了しない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

(発注者の履行遅滞の場合における損害金等)

第 25 条 発注者の責めに帰すべき事由により、第 21 条第 3 項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 26 条 発注者は、受注者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときにはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときには、この限りでない。

- (1) 食中毒が発生し、原因が特定されていない場合において、引き続き受注者に委託業務を履行させることが適当でない認められるとき。
- (2) 受注者について破産手続開始の決定、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったとき。
- (3) 正当な理由がないのに、契約上の委託業務を履行せず、又この契約を完全に履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 食中毒等業務履行上の重大な過失があったとき。
- (2) 委託業務の履行が不誠意と認められ不手際が度重なったとき。
- (3) 発注者又は第三者に対し、故意または重大な過失により不法行為があったとき。
- (4) 前項及び前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、改善を要求したにも関わらず改善が見られないとき、又は一時的に改善が見られても同様の違反をしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないこと

(案)

が明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 物品等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を物品等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は業務委託料の10分の2を違約損害金として、発注者の指定する期日までに、発注者に支払うものとする。

(1) 第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者において再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(案)

(談合その他不正行為による解除)

第26条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第19条の規定に違反し、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第20条の2から第20条の6までの規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行機関を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む）が刑法（明治40年法律第45号）96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

(発注者の任意解除権)

第27条 発注者は、この契約の履行が完了するまでの間は、第25条又は第25条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第28条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(案)

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることができるものとし、賠償額は発注者と受注者とで協議して定める。
- 3 受注者は、前各項の規定に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前各項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 29 条 発注者は、この契約が履行期間の途中で解約された場合において、受注者が実施した委託業務の履行済部分につき可分的に評価が可能な場合であって、その部分に相応する業務委託料のうち未払料金があるときは、発注者においてこれを査定し、受注者に支払うものとする。

- 2 発注者から貸与された書類又はその他の物件（以下「貸与品等」という。）があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意または過失により滅失又は棄損したときは、原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者の施設内に受注者の所有に属する作業材料及び諸設備その他の物件があるときは、これを搬出するとともに原状に復さなければならない。
- 4 前項の場合において、発注者の指定する期間内に受注者の当該物件を処分しなかったときは、受注者がこれら物件の所有権を放棄したとみなし、発注者において当該物件を処分することができる。この場合においては、受注者は発注者の処分等について異議を申し立てることができないものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 29 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内にこの契約の履行を完了することができないとき。
 - (2) 契約不適合があるとき。
 - (3) 第 25 条の規定により、この契約の履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第 25 条の規定によりこの契約の履行の完了前にこの契約が解除されたとき。

(案)

- (2) この契約の履行の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(賠償の予約)

- 第30条 受注者は、第26条の2第1項各号（同項第4号に規定する刑法第198条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による委託金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団又は暴力団員からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

- 第31条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察に届け出なければならない。

(秘密の保持)

- 第32条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この義務は、本契約終了後も継続するものとする。
- 2 受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得

(案)

たときは、この限りではない。

(代行保証人)

第 33 条 代行保証人は、受注者が第 25 条第 1 項各号又は第 25 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると発注者が認めた場合は、受注者に代わって委託業務を履行することを保証する。

(代行保証人への代金支払)

第 34 条 代行保証人が受注者に代わって委託業務を履行したときは、その部分に係る代金は、発注者が代行保証人に支払うものとする。

(契約の代行保証人への適用)

第 35 条 代行保証人が受注者に代わって委託業務を履行したときは、発注者及び受注者に関するこの契約の規定を、発注者及び代行保証人の間に適用する。

2 代行保証人は、業務委託料その他の契約内容の変更を発注者に求めてはならない。

(受注者の賠償責任)

第 36 条 受注者の委託業務不履行がその責めに帰すべき理由による場合には、代行保証人が受注者に代わって履行を完了した場合においても、発注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対してその損害を賠償しなければならない。

(代行保証人の資格の喪失)

第 37 条 代行保証人が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 営業の消滅その他により、当該委託業務の履行を保証できなくなったとき。

(2) 破産手続開始の決定又は更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったとき。

(3) 代行保証人が、第 25 条第 1 項各号又は第 25 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するとき。

(4) その他、発注者が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、代行保証人がその資格を失ったときは、受注者は遅延なくその補充をしなければならない。

(裁判管轄)

第 38 条 発注者及び受注者は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大分地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(案)

(補則)

第 39 条 この契約に定めのない事項については、別府市契約事務規則、別府市会計事務規則及び関係諸法令の規定に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者
とが誠実に協議して定めるものとする。

(年度別内訳)

業務委託料の年度別内訳は、次のとおりとする。ただし、分割した際に割り切れない
端数が生じた場合は最終年度で調整する。

令和 5 年度 (令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

年度額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)

令和 6 年度 (令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

年度額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)

令和 7 年度 (令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

年度額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)

令和 8 年度 (令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

年度額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)

令和 9 年度 (令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで)

年度額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)

令和 10 年度 (令和 10 年 4 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで)

年度額 金 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(案)

本契約の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

発注者 別府市 別府市長 長野 恭紘 ⑩

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

代行保証人 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

(案)

別記

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適正な管理のため、善良なる管理者の注意義務をもって必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(案)

(返却及び破棄)

第7条 受注者は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本業務の履行のために必要がなくなったときには、発注者の指示に従い、発注者から提供を受けた機密情報が記録された資料等及び発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は破棄するものとする。

なお、発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した資料等が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、発注者と受注者とが協議の上決定することとする。

(文書等の取扱い)

第8条 受注者は、機密情報又は個人情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いに当たり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること
- (2) 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること
- (3) 保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること
- (4) 更新履歴（削除した内容・追加入力した内容等）を確認できること
- (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること
- (6) 取り扱うことのできる職員又は従業員等の履行補助者の範囲、作業責任区分等を明確にすること
- (7) 事故報告等緊急時の対応措置を明確にすること
- (8) バックアップを定期的に行い、機密文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと
- (9) 出力に必要な電子計算機、プログラム、通信関係装置、ディスプレイ、プリンタ等を備え付け、必要な場合には電子文書等をディスプレイの画面又は書面に出力することができるようにすること
- (10) 安全な輸送に必要な体制（輸送車の種別、必要とされる人員、警備体制等）を整備すること

2 受注者は、発注者の事前の書面による同意がある場合又は法令により提供を求められた場合（事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）を除き、機密情報又は個人情報を他の第三者に提供、公表及び配布をしてはならない。

(意見聴取)

第9条 発注者及び受注者は、法令（発注者の情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に照り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機

(案)

会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第10条 受注者は、発注者が行う機密情報の提供は、受注者に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第11条 発注者及び受注者は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、発注者及び受注者は前項を適用しない。

(従事者への周知)

第12条 受注者は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が処理する委託業務に係る機密情報及び個人情報の取扱い状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第14条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。